

◆下水道について◆

下水道が供用開始されたら？

供用開始された区域は、次のような義務が課せられます。

●第1に、受益者分担金が課せられます。

下水道が整備された地域は、下水道が整備されていない地域と比べると、その土地の「便益性」が増すことになります。

受益者分担金はこのような利益に着目して、この利益を受ける土地所有者などに対して下水道事業費の一部として負担していただくものです。

●第2に、排水設備の設備義務が課せられます。

一般家庭排水に伴う設備は1年以内、くみ取り式トイレから水洗トイレへの改造は3年以内に行わなければなりません。また、新築・増改築などを行う場合は必ず水洗トイレにしなければ、建築許可になりません。

●第3に、下水道使用料金がかかります。

下水道を運用していくのには、管渠の清掃や補修、ポンプ場、終末処理場の運転など多額な維持管理費がかかります。これらに要する費用については、下水道を使用する皆様から汚水量に応じて負担していただくことになります。

～受益者分担金を納めていただく方～

公共下水道の処理区域内に存する土地の所有者です。地上権・質権又は使用貸借、若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地（一時使用のため設定された権利は除く。）については、それぞれの権利者と土地所有者が協議して、当該土地に係る分担金を納める方を定めた場合には、その方を受益者とすることができます。

～受益者分担金1㎡当り230円～

あなたの所有している土地面積に乗して得た額が、あなたに課せられる分担金額です。
※宅地は小数点以下全部算定、雑種地は小数点以下切捨て。

●分担金額の決定はあなたの申告により決定いたしますので、正しい申告を

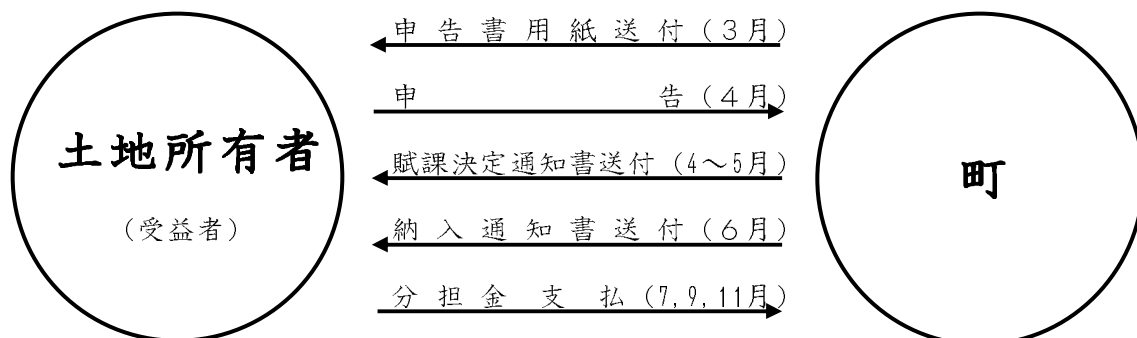
賦課徴収するその年の3月に、あなたのもとに申告書用紙が送付されていきますので、あなたの所有している土地面積を確認の上、正しい申告をしてください。

申告のない場合は町において認定し賦課されることとなりますので、必ず申告行為をしてください。

また、申告後に受益者又は納付管理者の氏名、住所の変更や土地面積などの異動があった場合は速やかに届出、申請をしてください。

分担金賦課徴収に至るまでのフローシート

賦課対象区域の告示（1月～2月）



～分担金の納付・納期～

分担金額により、次のような分割納付となります。納期は年3期です。

分 担 金 額	分 割 年 数	納 期
3 万 円 未 満	1 年	●第1期 7月15日から7月31日まで ●第2期 9月15日から9月30日まで ●第3期 11月15日から11月30日まで
3万円以上10万円未満	2年	〃
10万円以上20万円未満	3年	〃
20万円以上50万円未満	5年	〃
50万円以上100万円未満	7年	〃
100万円以上	8年	〃

～たとえば100坪（330㎡）を所有している受益者の場合

分 担 金 額	…	330㎡×230円＝75,900円
1年間に納める額	…	75,900円÷2年＝37,950円となりますが、100円未満の端数が生じた場合は、初年度徴収となり、1年目38,000円、2年目37,900円となります。
期 別 納 付 額	…	38,000円÷3期＝12,666円となりますが、100円未満の端数が生じるので端数整理をし 1期目 12,800円 2期目 12,600円 3期目 12,600円 となります。

◎次のような受益者は、徴収猶予又は減免を受けられますので、申請時にあわせて申告してください。

徴収猶予

- 震災・風水害・火災・その他災害を受け又は盗難にあったとき。2年以内の猶予。
- 受益者又は受益者と生活を同じくする家族が病気にかかり若しくは負傷し支払が困難のとき。2年以内の猶予。

減 免

- 国又は地方公共団体以外の所有に係る土地で不特定多数の自由使用に供している土地。
(道路、公園、広場の用地) 100%減免
- 宗教法人法及び墓地埋葬等に関する法律による次の土地
1. 墓地 100%減免 2. 境内地 50%減免
- 学校教育法第1条に規定する学校で、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に使用している土地 75%減免
- 社会福祉事業法第2条に規定する事業で、同法第22条の社会福祉法人が経営する施設に係る土地 75%減免
- 急傾斜地等宅地が不可能又は著しく困難な土地 100%減免
- その他実情に応じて減免される場合がありますのでご相談ください。

…排水設備の設置には期間が定められています。できるだけ早く設置し快適な生活を。…

- 排水設備（台所、風呂など）は1年以内
- 水洗トイレの改造は3年以内

■ 排水設備工事は、町の工事指定店でなければ施工できませんので、直接工事指定店へ申し込んで設置してもらうことになります。

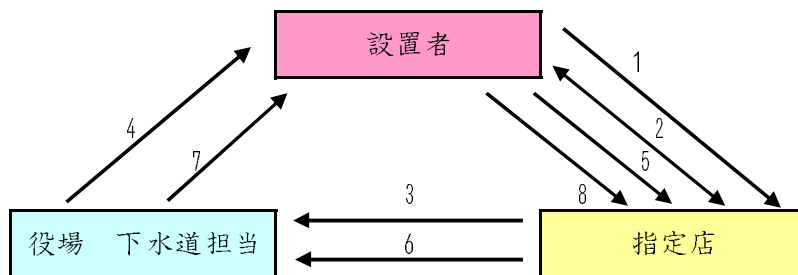
排水設備の設置には、事務的諸手続（確認申請等）が必要となりますが、これは工事指定店が代行してくれますので、設置者は工事指定店に工事を申し込むだけで済みます。

工事期間はおおむね2日間くらいですが、1日（朝から夜5時位）便所が使用できなくなりますので、仮設便所が必要な方は工事指定店へ申し付けください。

工事指定店一覧表

会社名	所在地	電話番号
株式会社 竹崎工業	西春別駅前錦町200番地	0153-77-2144
協和建設工業株式会社	別海旭町131番地	0153-75-2240
畠沢ほっけん株式会社	別海緑町67番地の2	0153-75-2423
株式会社 高橋工業	中春別西町6番地	0153-76-2046
阪 口 水 道	中春別南町9番地の16	0153-76-2977
有限会社 住友設備工業	西春別駅前栄町64番地	0153-77-2463
中島電器商会設備工事部	別海旭町14番地	0153-75-2513
株式会社 三和設備工業	中標津町西5条北4丁目5番地	0153-72-1548
有限会社 星山設備工業	別海常盤町97番地	0153-75-3968
株式会社 豊明神馬建設工業	中標津町北中1番地29	0153-73-5693
株式会社 ほくえい	別海113番地の1	0153-75-3498
有限会社 細谷設備	中標津町計根別本通東5丁目20番地1	0153-78-2626

●排水設備工事手順



- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 工事申し込み | … 設置者 → 指定店 |
| 2. 見積、設計、確認申請書作成 | … 設置者 ← → 指定店 |
| 3. 確認申請（代行事務） | … 指定店 → 役場 |
| 4. 許可 | … 役場 → 設置者 |
| 5. 工事発注 | … 設置者 → 指定店 |
| 6. 工事完了届（代行事務） | … 指定店 → 役場 |
| 7. 工事検査 | … 役場 → 設置者 |
| 8. 工事代金支払 | … 設置者 → 指定店 |

●下水道使用料金について

下水道を運用していくのには、管渠の清掃や補修、ポンプ場、終末処理場の運転など多額な維持管理費がかかります。これらに要する費用を下水道を使用する皆様から汚水量に応じて負担していただくこととなります。

下水道使用料			
基本料金	家庭用	5 m ³ まで	853円
	業務用	8 m ³ まで	1,365円
超過料金	(家庭用・業務用共)		
		1 m ³ 増すごとに	157円

下水道使用料の算定は・・・

下水道使用料は、排水された汚水量に応じて計算させていただきます。算定の基礎となる汚水量は、水道メーターで測定させていただきます。(なかには水道水を庭への散水や洗車に利用され汚水として排水管に流入しないものがありますが、これは少量と考えられますので、水道メーターによる量を汚水量とさせていただきます。)

なお、水道水以外の井戸水等の場合は、別に基準を定めて排水量を認定させていただきます。

* 下水道使用料金早見表 (家庭用)

水 量	下水道使用料	水道料金	合 計
5 m ³	853円	1,358円	2,211円
8 m ³	1,324円	1,877円	3,201円
10 m ³	1,638円	2,223円	3,861円
15 m ³	2,423円	3,088円	5,511円
20 m ³	3,208円	3,953円	7,161円
25 m ³	3,993円	4,818円	8,811円

※水道使用量については、メーター使用料金13mm/420円が含まれております。